

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

平成21年 3 月 4 日

提 出 者

郡山市議会環境経済常任委員会委員長 大 内 嘉 明

## 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

福島県最低賃金は、毎年 8 月に「福島地方最低賃金審議会」において決定され、10月から適用されている。

現在の福島県最低賃金は、時間額で641円であり、全国順位で31位と低位にある。

このような最低賃金の水準では、県内の中小・零細企業で働く人たちやパート労働者の生活改善は望めない。

また、一般労働者の賃金は 4 月に引き上げるのに対して、最低賃金の発効日は10月と半年遅れとなっている。

よって、住民の生活改善を期するため、政府においては、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

### 記

- 1 福島県最低賃金を一般労働者の賃金水準、産業・経済実勢に見合った水準に引き上げること。
- 2 一般労働者の賃金引き上げが 4 月であることから、福島県最低賃金の改定諮問を早急に行い発効日をはやめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年 3 月 6 日

郡 山 市 議 会